

## 千葉市職員措置請求（令和８年６月２日受付）に係る監査結果について（概要版）

### 第１ 請求の概要

#### １ 請 求 人

千葉市の住民１名

#### ２ 請 求 日

令和８年６月２日

#### ３ 請求の要旨

- ア 山崎議員に対し、令和５年度政務活動費のうち、人件費６６０，０００円、燃料費３６，９２２円及び事務所費３１５，９２０円（合計１，０１２，８４２円）の返還を求めること。
- イ アのうち事務所費について、全額の返還が認められない場合は、事務所の用途ごとに按分した金額との差額とし、２１０，６１３円の返還を求めること。
- ウ 令和６年度及び令和７年度分の政務活動費についても、任意の監査拡大を行うこと。

### 第２ 監査の概要

#### １ 監査対象事項

本件政務活動費について、市長が山崎真彦議員に対する返還請求を行っていないことが、地方自治法第２４２条第１項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するか否か。

#### ２ 監査対象部局

議会事務局

#### ３ 監査結果

監査対象事項としたものについては、山崎真彦議員の市に対する返還等により市に損害が認められないことから、請求人の主張に理由がないため棄却し、それ以外の事項については、請求の要件を満たしていないため却下する。